

# 役員 の 報 酬 に 関 す る 規 程

(平成29年6月26日 規程制定)

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人歌登福祉会の理事及び監事に支給する報酬の額、並びにその支給方法について定めることを目的とする。

## (報酬の額)

第2条 社会福祉法人歌登福祉会の理事長、理事及び監事の報酬は次のとおりとする。

理事長	年額	36,000円
理 事	年額	24,000円
監 事	年額	30,000円

第3条 理事長及び理事、監事が新たに就任したときは、その月から又は任期満了、辞職、死亡によりその職を離れるときは、その当月分まで月割をもって報酬を支給する。

第4条 理事長及び理事、監事が長期入院等により理事会等に出席できない場合は、当月分の報酬を支給しないことができる。

## 附 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。